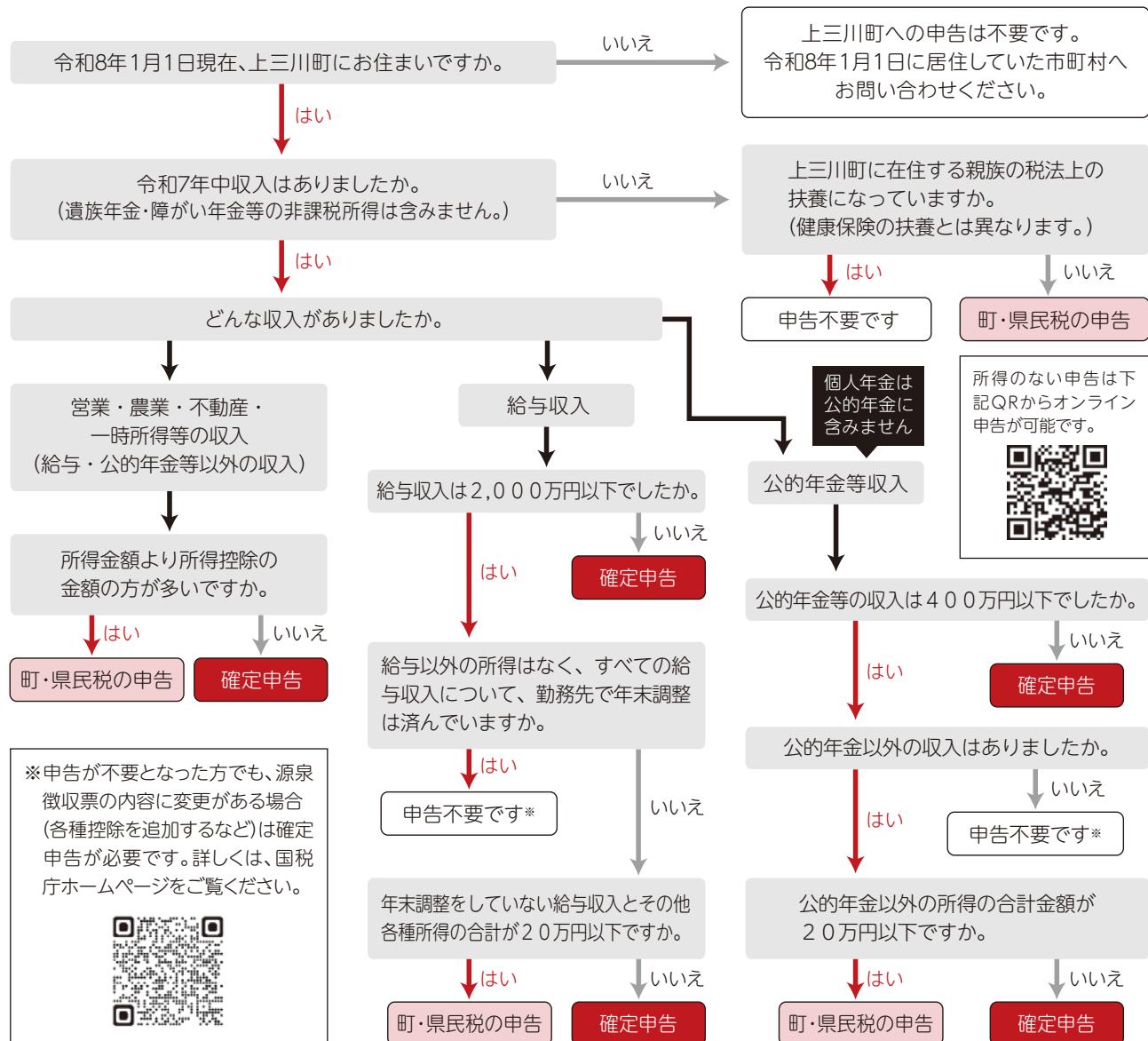


令和7年分所得税確定申告

役場3階大会議室で2月16日(月)～3月16日(月)

申告フローチャート ~申告する必要があるか確認してみましょう!~

このフローチャートは、簡易的に申告の有無を判断するものです。ご不明な点はお問い合わせください。



※申告が不要となった方でも、源泉徴収票の内容に変更がある場合(各種控除を追加するなど)は確定申告が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



町・県民税の申告は3月17日(火)以降も役場税務課で申告できます。

確定申告が必要なく、町・県民税の申告のみの方は4月3日(金)までに税務課の窓口で申告してください。

◎次に該当する方は、税務署での申告をお願いします。

- ・令和6年分以前の確定申告
- ・青色申告
- ・株式等の配当や譲渡所得、先物取引、FXの所得がある
- ・損失申告
- ・雑損控除のある申告
- ・土地・建物の譲渡所得がある(※事前に内訳書を作成済の場合のみ、町でも受け付けます。)
- ・贈与・相続・消費税の申告

◎上記の方でも確定申告書が完成している方は、町申告会場でお預かりします。

(内容の確認は町では行いません。)

その他、申告の内容によっては税務署へ直接申告をお願いする場合があります。

・令和8年度町県民税申告

申告受付日程表

●申告会場:役場3階 大会議室

※ご利用可能な出入口は、現在、東側の町民ホール出入口のみです。

なお、庁舎内部大規模改修工事の進捗に応じて、出入口を東南側に変更します。(時期未定)

●申告受付時間:午前8時30分～11時30分・午後1時～3時30分 (開場:午前8時)

| 日付 | 対象地区 | 受付上限人数 |
|------------------|-------|------------|
| 2月16日(月)～20日(金) | 明治地区 | 各日 140人 |
| 2月24日(火)～3月2日(月) | 本郷地区 | |
| 3月3日(火)～13日(金) | 上三川地区 | |
| 3月16日(月) | 予備日 | |

混雑緩和のためお住まいの対象地区ごとに申告くださるよう、ご協力をお願いします。

●休日申告受付日

| 日付 | 受付時間 | 受付上限人数 |
|---------|--|--------|
| 3月1日(日) | 申告受付時間:午前8時30分～11時30分 申告会場への入場時間は午前8時から | 100人 |

※3月1日以外の土日・祝日は申告の受付を行いませんので、ご注意ください。

また、税務署の閉庁日対応が今年で終了することから、町でも来年以降の休日申告受付は行わない予定ですので、ご承知おきください。

例年、申告初日(2月16日)、対象地区が切り替わった初日や月曜日は大変混雑しております。

また、午前中は混み合いますので、混雑が予想される日や時間帯を避けてご来場ください。

ウェブによる日付・時間指定の予約が可能です!

申告会場の混雑緩和・待ち時間短縮のため、事前にご予約をお願いします。当日枠もご用意しておりますが、混雑状況により受付を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

●ウェブによる事前予約

予約開始日:予約したい日の2週間前から前日まで予約可能です。

例)2月20日(金)の予約は2月6日(金)午前0時から2月19日(木)午後11時59分まで

ただし、2月16日(月)の予約は2月2日(月)午前8時30分から、3月1日(日)の予約は2月16日(月)午前8時30分から予約可能です。

予約方法:右記のQRの申込みフォームによる受付

操作方法がわからない方は、スマートフォンをお持ちのうえ、直接窓口へお越しください。

※電話による予約は行いません。

受付時間枠:①午前8時30分～9時30分 ②午前9時30分～10時30分

③午前10時30分～11時30分 ④午後1時～2時

⑤午後2時～3時30分

(3月1日(日)は①、②、③のみの受付時間枠となります)

《事前予約はこちらから》



平日受付



休日(3月1日)受付

●申告会場での当日受付

受付時間:午前8時～11時30分・午後1時～3時30分

※午前8時前に役場3階申告会場で並ぶことはできません。

受付方法:当日職員が受付します。

受付時間枠:上記ウェブによる事前予約と同じ

※時間ごとの受付上限数に達した場合、ご来場いただいても、受付できませんのでご了承ください。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎0285(56)9122

申告に持参する主なもの

| チェック | 対象者 | 持ち物 | 備考 |
|--------------------------|-----------|---|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | すべての方 | マイナンバーカード ※お持ちでない方は、番号確認書類(通知カードなど)、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)をそれぞれお持ちください。 | 申告者・扶養親族・専従者の全員分のもの |
| <input type="checkbox"/> | 還付申告をされる方 | 金融機関名・口座番号がわかるもの | 申告者名義のもの |
| <input type="checkbox"/> | 振替納税をされる方 | 銀行届出印、金融機関名・口座番号がわかるもの | |
| <input type="checkbox"/> | お持ちの方のみ | 利用者識別番号が分かるもの (「確定申告のお知らせ」はがきなど) | |

令和7年中の収入がわかるもの

| | | | |
|--------------------------|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 給与収入がある方 | 源泉徴収票(退職した方は退職所得の源泉徴収票もお持ちください) | 複数ある場合はすべて |
| <input type="checkbox"/> | 年金収入がある方 | 源泉徴収票 | |
| <input type="checkbox"/> | 事業所得(営業・農業)、不動産所得がある方 | 収支内訳書 など | ※必ず事前に作成し、控えは大切に保管してください。 |
| <input type="checkbox"/> | その他の収入がある方 | 収入金額及び必要経費を証明する書類(個人年金の支払証明書、支払調書など) | |

控除を受けるために必要なもの

| | | | |
|--------------------------|---------------|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 社会保険料控除 | 領収書、納付証明書 など | 国民年金保険料 など |
| <input type="checkbox"/> | 生命保険料・地震保険料控除 | 控除証明書、支払証明書 など | |
| <input type="checkbox"/> | 医療費控除 | 医療費控除の明細書【内訳書】 など | 詳しくは国税庁ホームページ等を参照ください。 ※明細書は必ず事前に作成してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 寄附金控除 | 寄附金受領証明書 | |
| <input type="checkbox"/> | 障がい者控除 | 障がい者手帳、障がい者控除対象者認定書 | |
| <input type="checkbox"/> | その他の控除 | 所得控除や税額控除を受けるために必要な書類(住宅借入金等特別控除など) | 詳しくは国税庁ホームページ等を参照ください。 |

※収支内訳書・医療費控除の明細書は事前に作成をお願いします。作成されていない方は、記載所にて作成が終わってから申告を受け付けます。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を寄附先の自治体に提出された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告を行わない方のみ適用となります。
医療費控除等で確定申告を行う場合は、ワンストップ特例制度で申請したふるさと納税分も含めて確定申告をする必要がありますので、すべての寄附金受領証明書をお持ちください。

申告をしなかったら…

申告が必要な方が申告をしていない場合、国民健康保険税などの算定や軽減、各種手当の申請、所得証明書などの発行に影響する場合があります。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎0285(56)9122